

加藤会計通信

あけましておめでとうございます。正月に近所のスーパーへ買い物に行きましたが、当たり前のように、たくさんの食材が揃っていました。正月も休まずに働いている方々の努力に頭の下がる思いでした。

平成 28 年度税制改正大綱について

平成 27 年 12 月 16 日、自民、公明両党は、平成 28 年度税制改正大綱を決定しました。現政権の経済重視の考え方が色濃く反映された内容だと思います。主な点について抜粋させていただきます。

1. 成長志向の法人税改革

「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、平成 27 年度に着手した成長志向の法人税改革を、更に大胆に推進する。法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することにより、企業に対して、収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体質への転換を促す。

- 法人税率の引き下げ

	平成 27 年度	平成 28・29 年度	平成 30 年度
法人税率	23.9%	23.4%	23.2%

- 課税ベースの拡大

- 生産性向上設備投資促進税制等の縮減・廃止
- 減価償却の見直し(建物付属設備・構築物の償却方法を定額法に一本化)
- 欠損金繰越控除の見直し(大法人の控除限度額の縮減)
- 法人事業税の外形標準課税の拡大

2. 消費税の軽減税率制度

「社会保障と税の一体改革」を実現するため、消費税率 10%への引上げを平成 29 年 4 月に確実に実施する。日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費税負担を軽減するとともに、買い物の都度、痛税感の緩和を実感できるとの利点があることから、同時に軽減税率制度を導入する。

- 軽減税率(8%)の対象は①酒類及び外食を除く飲食料品②新聞の定期購読料
- 平成 33 年 4 月から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)を導入

平成 28 年 1 月 4 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

先月、インフルエンザに罹ってしまいました。風邪を長引かせて、弱っていたところに感染したようです。体調が悪くなったときに、勇気を出してすぐに医者に行き、休んでおけば良かったと後悔しております。おかげさまで今は体調万全ですが、関係者には大変ご迷惑をおかけしました。

嫉妬について

インフルエンザで寝込んでおりましたので、読もうと思っていて読めなかった本をたくさん読むことが出来ました。その中で、立川談春の「赤めだか」がとてもおもしろかったです（今年の年末にテレビドラマになりました）。

「赤めだか」は、立川談春が落語家を志し、立川談志に弟子入りして真打ちに昇進するまでの青春ストーリーです。そのなかで、弟弟子の才能に嫉妬している談春に対し、談志が「お前に嫉妬とは何かを教えてやる」と言って放った言葉が印象的でした。

「己が努力、行動を起こさずに対象となる人間の弱味を口であげつらって、自分のレベルまで下げる行為、これを嫉妬と云うんです。一緒になって同意してくれる仲間がいれば更に自分は安定する。本来なら相手に並び、抜くための行動、生活を送ればそれで解決するんだ。しかし人間はなかなかそれができない。嫉妬している方が楽だからな。芸人なんぞそういう輩の固まりみたいなもんだ。だがそんなことで状況は何も変わらない。よく覚えとけ。現実には正解なんだ。時代が悪いの、世の中がおかしいと云ったところで仕方ない。現実には事実だ。そして現状を理解、分析してみろ。そこにはきっと、何故そうなったかという原因があるんだ。現状を認識して把握したら処理すりゃいいんだ。その行動を起こせない奴を俺の基準で馬鹿と云う」

これは亡き立川談志が、現在の経営者たちに対して放った言葉のように感じました。知らず識らずのうちに、成功者と自分との差を素直に認めずに、弱味をあげつらってしまう。景気が悪い、政治が悪い、知らず識らずのうちに会社の業績を誰かの責任にしている。現実を直視して、行動を起こす。そうありがたいものです。

焼きもちや遠火に焼けよ
焼く人の胸も焦がさず味わいもよし

平成 28 年 2 月 2 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

運動不足解消のためにスポーツジムに通っています。体を動かすと、頭もスッキリするような気がします。

先日、スポーツジムで腹筋をしているとき、一生懸命になりすぎたのか、勢い余って隣で腹筋をしている方に足をぶつけてしまいました。とっさに「すみません」と謝罪したのですが、声が小さかったために隣の方には聞こえず、「無礼者！」と、隣の方を怒らせてしまいました。

その後、改めて謝罪して事は収まったのですが、スポーツジムのシャワーを浴びながら、ああ、これは大きな教訓かもしれないと思いました。

コミュニケーションは、「相手に何を言ったか」ではなく、「相手に何が伝わったか」が大切です。今回は、私は謝ったつもりだったのですが、相手には伝わっておらず、不快な思いをさせてしまいました(私もかなり怒られて、落ち込みました)。そして、おそらく相手の方は、私に礼儀知らずの馬鹿野郎であるとの烙印を押したでしょう。一回のコミュニケーションのミスで、関係が壊れてしまうこともあります。相手に何かを伝えるときには、ちゃんと相手に伝わっているか、確認することが必要だと、痛い思いから学びました。

財産債務調書について

今回の確定申告から、「財産債務調書」の提出制度が始まりました。これは、自分の持っている財産と債務の内容を、確定申告書と一緒に税務署に申告する制度です。もともと、「財産及び債務の明細書」という、似たような制度があったのですが、今回は、記載する財産の価額が原則として時価になる等、記載内容がより詳細になっております。この調書を提出しないことや、記載漏れに関して罰則はありませんが、後に所得税や相続税で申告漏れが生じた時の加算税に差異が出てきます。ご不明な点がございましたら、いつでもお問い合わせ下さい。

対象者	その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日時点で、3億円以上の財産を持つ(または一億円以上の国外財産を持つ)
期限内に提出した場合	財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減される
提出しない・記載漏れ	その財産又は債務に関して所得税の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税が5%加重される

平成28年3月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

事務所の桜が満開です。花壇のプリムラ、ネメシア、ビオラも元気に花を咲かせています。これから気持ちの良い季節になりますが、私たち会計事務所は、これから最も忙しい季節になります。

税と情について

税務調査の現場では、「気持ちは分かりますが、税法上は認められません」という言葉をしばしば聞くことがあります。長く務めて頂いた従業員の方々に、永年勤続表彰として金一封を包んだときよくこの言葉が出てきます。

永年勤続の記念品を支給したときの取扱い

永年勤続の役員又は従業員の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給したときには、以下の要件をすべて満たす場合には、給与として課税しなくても良い。ただし、現物に代えて現金や商品券を支給した場合には給与として課税される。

- ① その人の勤続年数や地位などに照らして、一般的に相当な金額以内であること
- ② 勤続年数がおおむね10年以上である人を対象としていること。また、同じ人を2回以上表彰する場合には、前に表彰したときからおおむね5年以上の間隔があいていること

人間、もらって一番うれしいのはやっぱりお金だと思います。そして、もらったお金は、奥さんに知られずにお小遣いにしたいのが本音だと思います。世の経営者たちはその辺の心情を良く心得ていて、やっぱり現金で渡すことにこだわります。

しかし、税法はそう考えません。どんな理由であれ、お金（または商品券）で渡したからには、すべからず給与として課税します。課税されてしまえば、もちろん手取りは減ります。しかも、給与明細に載るので奥さんにバレてしまうかもしれません。

せっかくのお祝い金なのだから、本人の一番喜ぶ方法で渡したいのが人情。しかし、税法は、現金支給は悪用されてしまう危険があるので、これを認めることはできません。税法の立場も分からないでもないですが、少くくは人の気持ちを汲んでくれても良いのではないかと、思っています。

平成28年4月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

5月は会計事務所にとって最も忙しい月です。忙しさに身を任せて、大事なことを忘れないようにしなければと思っています。

パナマ文書について

「パナマ文書」が話題になっています。「パナマ文書」とは、パナマにある法律事務所で作成された一連の機密文書のことです。タックスヘイブン(租税回避地)を利用する世界中の富裕層、企業の詳細な情報が書かれているものです。この文書は匿名でドイツの新聞社にリークされ、その後、国際調査報道ジャーナリスト連合(ICIJ)に送られ、その内容が分析されています。詳細な内容は今後発表される模様ですが、世界各国の政治家、著名人の名前が載っているため、大スキャンダルになるのではと言われています。

タックスヘイブンとは、税金がない、または税金がほとんどない国や地域のことをいいます。ヘイブン(haven)とは、もともと避難港という意味の英語で、その港に行けば、税金という嵐から逃れることができることから、このような言葉ができたのだそうです。

タックスヘイブンの本質的な特徴は、税金がない(少ない)ことではなく、タックスヘイブン内で行われている取引の内容がわからないことにあります。世界各国の当局が調べようとしても、情報交換を妨害する様々な壁に遮られてしまうのだそうです。各国首脳が集まって、タックスヘイブンは有害だから排除しようとしても、そもそもタックスヘイブンは、世界中からお金を集めて、その手数料で食べていくことを目的に作られているため、排除することは難しいのが現状のようです。

日本の税制は、タックスヘイブンを利用した租税回避を防止するために様々な改正を繰り返しています。しかし、そもそもタックスヘイブンの中での取引に関する情報が少ないことから、全て捕捉して課税することは難しいのだそうです。

今回のパナマ文書のリークにより、様々な不正が明らかになると思われます。税は、公平であることが大前提です。一部の人間だけに税を逃れる手段が残されているのであれば、誰も税金を払おうとしなくなってしまうと思います。少なくとも、正直者がバカをみるような制度であってはならないと思っています。

平成 28 年 5 月 6 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

今年はメロンの苗を植えてみました。収穫を楽しみに、毎日水をあげています。

役員報酬について

株主総会の季節がやってきました。3月決算の会社は、5月又は6月に株主総会を開きます。日本では3月決算の会社が多いため、5月と6月には株主総会が集中することになります。

株主総会で決定するべきものの一つに役員報酬があります。役員が勝手に自分のお給料を決めないように、株主の了解をもらっておく必要があるのです。一般的には、株主総会で役員報酬の限度額を決めておき、その限度額内で個々人の支給額を決めます(いったん限度額を決定すれば、この限度額を超えない限り、その後の年度について改めて株主総会で決める必要はありません)。

税法の世界では、役員報酬について厳しく規制しています。法人税法では、「内国法人がその役員に対して支給する給与のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない」と定められています。要するに、税法で定める基準に当てはまらない役員報酬は認めないよ、ということです。本来、株主総会で決めたのであれば、どのように役員報酬を払おうが会社の自由であるはずですが、しかし、自由に役員報酬を決められてしまうと、利益操作が簡単にできてしまうので、税法は役員報酬の支給について厳しく規制しているのです。

税法が認めてくれる役員報酬の支給方法は3通りあります。

- ① 定期同額給与：毎月一定の時期に、一定の金額を支払い続ける方法
- ② 事前確定届出給与：事前に税務署に届出をして、その届出通りに支給する方法
- ③ 利益連動給与：利益に関する指標に基づいて算定する方法（有価証券報告書を提出する上場会社等だけが採用できる方法であるため、中小企業については該当しない）

通常は、①定期同額給与の方法で支給しています。定期同額以外の方法で支給する場合には、②事前確定届出の方法により、全て事前に税務署に届出をしなければなりません。事前確定届出の期限は、株主総会の後1ヶ月を経過する日までとなっております。ご不明な点がございましたら、いつでもご質問下さい。

平成28年6月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

毎朝、前橋公園を散歩しておりますが、最近、普段は静かな公園が、突然騒がしくなりました。犯人はポケモンです。みんなの公園ですから、騒がしいのはやむを得ないとしても、ゴミを投げ捨てて帰るのは許せません。妻に、「ポケモンなんか嫌いだ」と言ったら、「ポケモンは悪くない、悪いのは人間だ」と言われました。

中小企業等経営強化法について

中小企業者が取得する新規の機械装置について、一定の要件を満たした場合、3年間、固定資産税を2分の1に軽減することができる特例を盛り込んだ「中小企業等経営強化法」が7月1日に施行されました。従来の特別償却等と異なり、固定資産税の軽減であるため、赤字の会社でも減税効果があることが特徴です。マネジメント倶楽部の3ページをご参照下さい。

対象	<ul style="list-style-type: none">● 中小企業者※が、経営向上計画に基づき取得する新規の機械装置(新品) ※中小企業者：資本金1億円以下等(大企業の子会社除く)● 生産性を高める機械装置(①一台の取得価額160万円以上、②生産性が1%以上向上③販売開始から10年以内のもの)
手続き	<ol style="list-style-type: none">1. 取得した機械について、工業会等の証明書を取得2. 「経営力向上計画」を策定 (A4用紙二枚程度のもので、中小企業庁のホームページに雛形があります)3. 事業分野別の主務大臣が計画を認定
効果	<ul style="list-style-type: none">● 平成28年7月1日から、平成31年3月31日までに取得した機械装置の固定資産税(償却資産税)が3年度分、2分の1になる● 生産性向上設備投資促進税制との併用可能

平成28年8月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

最近、どういふわけか子どもが新幹線を好きになりました。テレビをみながら、「つばさ！」「200系！」などと叫んでいます。

お金について

お金とは何でしょうか。そう聞かれると答えに困ってしまいます。

よく考えると、お金とは不思議なものです。1万円札は、紙飛行機にしたり、鼻をかんだりできますが、ただの紙切れです。しかし、日本国が支払い手段としての役割を公に認めた瞬間に、ありがたい紙切れに変わります。不思議なものです。

経済学では、お金には3つの役割があると考えています。

一つ目は、交換手段としての役割。

お金のない世界を想像してみます。ある葬儀屋が冷蔵庫を欲しがっているとします。お金のない世界では、この葬儀屋が冷蔵庫を手に入れるのはとても手間がかかります。なぜなら、この葬儀屋は、葬式を必要としている電機屋を探さなければならないからです。しかし、お金があれば、この葬儀屋はどこかの電機屋でも冷蔵庫を買うことができます。つまり、お金は様々なモノと交換できることで、世の中の取引を円滑にしているのです。

二つ目は、価値の保存手段としての役割。

お金は、時間が経過してもその価値を保つことができます。例えば、トマトを交換手段としている世界では、10年後にトマトは腐ってなくなってしまいます。しかし、お金のある世界では、トマトを売ってお金に換えることで、トマトの価値を保存することができます。

三つ目は、価値尺度としての役割。

お金があることで、様々なモノの価値を客観的に比較することができます。お金のない世界では、リンゴはミカン2個分で、ブドウはミカン3個分で、マグロはリンゴ3個分で・・・と訳の分からないことになってしまいますが、お金のある世界では、いろいろなモノを共通の尺度で比較することができます。

お金は、私たちの生活に深く影響を及ぼしています。無意識のうちにあらゆるモノをお金の尺度で判断しているような気がします。オッカネーですね。

平成28年9月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

夏の間、実を結び楽しませてくれたトマトやメロンは、今や枯れ果て、誰も見向きもしなくなってしまうました。早く片付けなさいと、母に言われています。

悩みについて

鎌倉時代、第2回の元寇のとき。モンゴル帝国の襲来への対応に悩んだ鎌倉幕府の執権・北条時宗は、建長寺を訪ねて、無学祖元に教えを請いました。このとき、無学祖元は「莫煩惱」と紙に書いて、時宗に渡したといわれています。

「莫煩惱」（煩惱するなかれ）とは、あれこれ悩むのではなく、目の前のやるべきことを一つひとつやりなさい、という意味の言葉だと思います。この言葉を授かった時宗は、巨大な敵の前に立ちすくむことなく、全国の武士に下知し、モンゴル帝国軍を迎え撃つ準備を進めることができました。結果としては神風のおかげで撃破できたのかもしれませんが、鎌倉武士の検討も大きかったのでしょう（と、勝手に私は思っています）。

問題を目の前にしたとき、私達はどうやって問題に対処するか、あれこれ考えます。上手く解決できなかったときどうになってしまうのか、本当に自分の力で対処することができるのか、頭のなかで悶々と考えます。同じことを何度も何度も考え、同じことをグルグル頭の中で回し続けているうちに、問題がやたらと大きくなり、結果としてそればかりを考えるようになってしまうことがあります。

そんな時、「莫煩惱」という言葉は、結果はどうあれ、今やるべきことを一つひとつやりなさい、ということを教えてください。問題は頭の中で巨大化していても、実際に今やるべきことは単純なものです。仕事で大きなミスをしてしまっても、今やるべきことは、悩むことではなく、謝罪することです。

会社は問題の塊です。会社を経営する人たちには、次から次へと問題が降り注いできます。問題の前に立ちすくむのではなく、今、やるべきことを地道に一つひとつやる、これしか道はないような気がします。

平成 28 年 10 月 3 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

先日、坤六峠をドライブしました。紅葉のトンネルに気分をリフレッシュしました。

103万円の壁について

103万円の壁の問題から、配偶者控除を見直す議論が盛り上がり上がっていましたが、最終的には来年度税制改正では見送りになりそうです。

お父さんがサラリーマンで、お母さんがパートで働いている場合を考えます。

まず、お母さんの給与収入が103万円以内であれば、給与所得控除(必要経費)の65万円と基礎控除の38万円を収入から差し引けるので、所得税がかかりません。

103万円(給与収入)－65万円(給与所得控除)－38万円(基礎控除)＝0(課税所得)

また、お母さんの給与収入が103万円以下の場合には、お父さんの給与収入から、さらに配偶者控除(38万円)を差し引くことができます。

なお、お母さんの給与収入が103万円を超えても、141万円までであれば、控除額は段階的に減りますが、配偶者特別控除を差し引くことができます(ただし、お父さんの所得が1,000万円を超えている場合には適用できません)。

お母さんの給与収入が103万円を超えると、本人が税金を支払い、さらにお父さんの税金が増えることから、もっと働きたいお母さんが働くことを躊躇してしまう。これを103万円の壁といいます。

女性がもっと活躍できる世の中にするために、配偶者控除を見直す機運が高まりましたが、例によって増税になりそうな人の反対と、減税するための予算不足により、見直しは先送りされそうです。

そもそも、サラリーマンの必要経費である給与所得控除が65万円必要なのか、人間が生きていくために必要最低限の金額である基礎控除が38万円が良いのか等、現行の所得税法には、ライフスタイルの多様化に追いついていない部分があります。先送りするのであれば、根本から見直す良い機会だと思います。

平成28年11月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

寒さが厳しくなってきました。寒さに耐えられず、朝の散歩を休んでおります。

2016年度10大ニュースについて

今年一年間を振り返ってみると、時代の変化点となるような大きなニュースがあったように思います。今年も個人的に印象に残っている10大ニュースをピックアップしてみました。

1. トランプ氏、大統領選挙勝利
2. 英国のEU離脱
3. 消費税増税の延期
4. マイナス金利の導入
5. 北朝鮮が水爆実験
6. 囲碁で人工知能（AI）が棋士に勝利
7. パナマ文書
8. 三菱自動車燃費不正
9. 舛添都知事辞任と小池都知事誕生
10. 韓国大統領辞任表明

どこかで誰かがズルをして得をしているのではないか、地位と富のある人間を引きずり下ろしてやりたい、そんな不満がはけ口をもとめて吹き出したような事件が多いように感じております。米国、英国のような資本主義の本家で、大方の予測を覆してトランプ氏が大統領選挙に勝利し、英国がEU離脱となったことは、格差社会を象徴するような事件であったと思います。パナマ文書、舛添知事の辞任と小池知事誕生、韓国大統領辞任表明についても、同じ文脈のような気がしております。

消費税の増税延期、マイナス金利導入は、アベノミクスの行方に不安を感じてしまう事件でした。歴史的な低金利と膨大な債務は、これから日本経済にどのような影響を及ぼしていくのでしょうか。

しかし、どんなに考えても未来のことは分かりません。それよりも、目の前にある問題にどれだけ真摯に取り組めるかが、未来を左右するのではないかと考えています。

平成28年12月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員